

### 3 法人課税

#### 1 地方創生や活力ある地域経済の実現

##### (1) 中小企業者等の法人税率の特例の延長等(大綱 P. 53)

・次の見直しを行った上、その適用期限が2年(令和9年3月31日まで)延長されます。

①所得の金額が年10億円を超える事業年度について、所得の金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率が17%(現行：15%)に引き上げられます。

②適用対象法人の範囲から通算法人が除外されます。

**改正概要** 【適用期限：令和8年度末(2026年度末)まで】

- 中小企業者等の法人税率は、年800万円以下の所得金額について19%に軽減されている(本則)。
- 当該税率を、令和9年(2027年)3月31日までの時限的な措置として、単年所得10億円以下の中小法人においては、更に15%に軽減(租税特別措置)。

対象	本則税率	租特税率	
大法人 (資本金1億円超の法人)	所得区分なし	23.2%	-
中小法人 (資本金1億円以下の法人)	年800万円超の所得金額	23.2%	-
	年800万円以下の所得金額 ※所得10億円以下の中小法人の場合	19%	15%
	年800万円以下の所得金額 ※所得10億円超の中小法人の場合	19%	17%

※過去3年平均で所得15億円超の中小企業が本措置の対象外となる基準(所得基準)は引き続き維持。  
※適用対象法人の範囲から、通算法人を除外する。

(出典：経済産業省 令和7年度(2025年度)経済産業関係税制改正について)

##### (2) 中小企業投資促進税制の延長(大綱 P. 53)

・関係法令の改正を前提にみなし大企業の判定における大規模法人の有する株式又は出資から、その判定対象である法人が農地法に規定する農地所有適格法人である場合で、かつ、一定の承認会社とその農地所有適格法人の発行済株式又は出資の総数又は総額の50%を超える数又は金額の株式又は出資を有する場合におけるその株式又は出資を除外した上、適用期限が2年(令和9年3月31日まで)延長されます。

**改正概要** 【適用期限：令和8年度末(2026年度末)まで】

対象者	・中小企業者等(資本金額1億円以下の法人、農業協同組合、商店街振興組合等) ・従業員数1,000人以下の個人事業主
対象業種	製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業(料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業については生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る。)、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業及びサービス業(映画業以外の娯楽業を除く)、不動産業、物品賃貸業 ※性風俗関連特殊営業に該当するものは除く
対象設備	・機械及び装置【1台160万円以上】 ・測定工具及び検査工具【1台120万円以上、1台30万円以上かつ複数合計120万円以上】 ・一定のソフトウェア【一のソフトウェアが70万円以上、複数合計70万円以上】 ※複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用osのうち一定のものなどは除く ・貨物自動車(車両総重量3.5トン以上) ・内航船舶(取得価格の75%が対象)

※①中古品、②貸付の用に供する設備、③匿名組合契約等の目的である事業の用に供する設備、④コインランドリー業(主要な事業であるものを除く。)の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものは対象外  
※総トン数500トン以上の内航船舶については、船舶の環境への負荷の状況等に係る国土交通省への届出が必要

(出典：経済産業省 令和7年度(2025年度)経済産業関係税制改正について)

(3) 中小企業経営強化税制の拡充及び延長(大綱 P. 54)

- ・次の見直し等を行った上、その適用期限が2年(令和9年3月31日まで)延長されます。
- ①100億企業の創出を促進するための拡充措置として、売上高100億円超の達成に向けたロードマップ作成等を要件に、工場のラインや店舗等の生産性向上に係る設備導入に伴う建物が対象設備に追加されます。
- ②建物を新增設した際、その年度末の雇用者給与支給総額が前年度末と比較して2.5%以上増加した場合、特別償却15%又は税額控除1%、5.0%以上増加した場合、特別償却25%又は税額控除2%が適用されます。
- ③現行措置について、C類型は廃止、A類型及びB類型は指標の見直しが行われます。

改正概要		【適用期限：令和8年度末(2026年度末)まで】		
類型	要件	確認者	対象設備	その他要件
生産性向上設備 (A類型)	生産性 <sup>*</sup> が旧モデル比平均1%以上向上する設備 <small>※ 単位期間当たり生産量、歩留まり率、投入コスト削減率のいずれか</small>	工業会等	機械装置 (160万円以上) 工具 (30万円以上) <small>(A類型の場合、測定工具又は検査工具に限る)</small>	・生産等設備を構成するもの ※事務用器具備品・本店・寄宿舍等に係る建物付属設備、福利厚生施設に係るものは該当しない。 ・国内への投資であること ・中古資産・貸付資産でないこと等
収益力強化設備 (B類型)	投資利益率 <sup>*</sup> が年平均7%以上の投資計画に係る設備 <small>※ 計画に使う期間は、投資設備中の最長の償却期間に合わせる</small>	経済産業局	器具備品 (30万円以上) 建物付属設備 (60万円以上)	
経営資源集約化設備 (D類型)	修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画に係る設備		ソフトウェア (70万円以上) <small>(A類型の場合、設備稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものに限る)</small>	
経営規模拡大設備 (B類型の拡充)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 投資利益率が年平均7%以上</li> <li>● 売上高100億円超を目指すロードマップの作成</li> <li>● 売上高成長率年平均10%以上を目指す</li> <li>● 前年度売上高10億円超90億円未満</li> <li>● 最低投資額1億円 OR 前年度売上高5%以上</li> <li>● 売上増率2.5% OR 5.0%以上 等</li> </ul> <small>※ 拡充措置の適用を受けた法人は、投資計画の期間中は中小企業投資促進税制と少額減価償却資産の特典の適用不可。</small>		機械装置 (160万円以上) 工具 (30万円以上) 器具備品 (30万円以上) ソフトウェア (70万円以上) 建物及びその付属設備 (1,000万円以上) <small>(生産性向上に資する設備の購入に伴って新增設される建物及びその付属設備に限る)</small> <small>※ 税制対象の設備投資総額の上限は、60億円</small>	

- ※1 発電用の機械装置、建物、建物付属設備については、発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等を除く。また、発電設備等について税制措置を適用する場合は、経営力向上計画の認定申請時に報告書を提出する必要。
- ※2 医療保健業を行う事業者が取得又は製作をする器具備品(医療機器に限る)、建物、建物付属設備を除く。
- ※3 ソフトウェアについては、複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどを除く。
- ※4 コインランドリー業(主要な事業であるものを除く。)の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するもの又は暗号資産マイニング業の用に供する資産を除く。

(出典：経済産業省 令和7年度(2025年度)経済産業関係税制改正について)

(4) 地域未来投資促進税制の拡充及び延長(大綱 P. 57)

- ・地域経済を牽引する企業の成長促進を通じた強靱な産業基盤の構築に向けて、地域経済の実情に応じ、その発展・成長に特に資する分野に対する10億円以上の設備投資について新たな措置(特別償却50%又は税額控除5%)を追加した上、その適用期限が3年(令和10年3月31日まで)延長されます。

改正概要		【適用期限：令和9年度末(2027年度末)まで】 <sup>*</sup> 赤字が今回の新設箇所 (下線は今回の主な改正箇所)	
対象者	地域経済牽引事業計画 <sup>1</sup> の承認を受けた者		
機械装置 器具備品	通常枠 <sup>2</sup>	特別償却35% 又は税額控除4%	<b>&lt;地域経済の発展・成長に特に資する分野について&gt;</b> <b>下記の①～③を満たす産業(※)を自治体が指定</b> ※日本標準産業分類上の中分類ベースで確認・指定(3つまで) ※要件詳細については調整中 ① <b>地域経済への波及効果</b> 自治体におけるその産業の付加価値額の伸び率もしくは、その付加価値額の県内の総付加価値額に占める割合が一定以上であること ② <b>当該産業の成長性</b> 自治体におけるその産業の売上高or就業者数or給与総額が一定以上伸びていること ③ <b>自治体の計画性</b> 自治体において関連する産業ビジョンが定められていること
	通常枠の要件及び下記①を満たした上で、②、③、④のいずれかを満たす ① 労働生産性の伸び率5% <sup>3</sup> 以上かつ投資収益率5%以上 ② 創出される付加価値額が1億円以上、かつ、直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上 ③ 創出される付加価値額が3億円以上、かつ、事業を実施する企業の前年度と前々年度の平均付加価値額が50億円以上 ④ <u>創出される付加価値額が1億円以上、かつ、自治体が指定する地域の経済発展・成長に特に資する分野に該当する事業であって、設備投資額が10億円以上であること</u>	特別償却50% 又は税額控除5%	
建物、付属設備、構築物	中堅企業枠	特別償却50% 又は税額控除6%	
	特別償却20%/税額控除2%		

<sup>\*</sup>1 地方自治体が策定し、国が同意した基本計画に基づき策定した事業計画であり、都道府県知事による承認が必要。  
<sup>\*</sup>2 サプライチェーン類型について、廃止。  
<sup>\*</sup>3 中小企業者については労働生産性の伸び率が4%以上とする。

(出典：経済産業省 令和7年度(2025年度)経済産業関係税制改正について)

## (5) 認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除制度(大綱 P. 59)

- ・関係法令等が改正され、所要の措置が講じられることを前提に、その適用期限が3年(令和10年3月31日まで)延長されます。

**2** その他の租税特別措置

## (1) 再資源化事業等高度化設備の取得等をした場合の特別償却制度の創設(大綱 P. 63)

- ・青色申告書を提出する法人で資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の高度再資源化事業計画又は高度分離・回収事業計画の認定を受けたものが、同法の施行の日から令和10年3月31日までの間に、再資源化事業等高度化設備<sup>(注1)</sup>の取得等をして、その法人の高度再資源化事業又は高度分離・回収事業の用に供した場合には、その取得価額の35%の特別償却ができることとされます。

(注1)「再資源化事業等高度化設備」とは、認定高度再資源化事業計画又は認定高度分離・回収事業計画に記載された廃棄物処理施設を構成する機械装置及び器具備品のうち、再資源化事業等の高度化に著しく資する設備として環境大臣が財務大臣と協議して指定するもので、一定の規模以上のもの<sup>(注2)</sup>をいいます。

(注2)「一定の規模以上のもの」とは、1台又は1基の取得価額がそれぞれ次の金額以上のものをいいます。

機械装置	2,000万円
器具備品	200万円

(注3)対象資産の取得価額の合計額のうち本制度の対象となる金額は20億円が限度とされます。

**3** その他

## (1) リースに関する取引(大綱 P. 74)

- ・次のとおり整備が行われます。

①法人が各事業年度にオペレーティング・リース取引<sup>(注1)</sup>によりその取引の目的となる資産の賃借を行った場合において、その取引に係る契約に基づきその法人が支払う金額があるときは、その金額のうち債務の確定した部分の金額は、その確定した日の属する事業年度に損金算入されます。

(注1)「オペレーティング・リース取引」とは、資産の賃貸借のうちリース取引(ファイナンス・リース取引)以外のものをいいます。

(注2)上記の支払う金額には、その資産の賃借のために要する費用の額及びその資産を事業の用に供するために直接要する費用の額を含むものとし、その事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価の額、固定資産の取得に要した金額とされるべき費用の額及び繰延資産となる費用の額を除きます。

②リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例が、廃止されます。なお、令和7年4月1日前にリース譲渡を行った法人の令和9年3月31日以前に開始する事業年度において行ったリース譲渡について、延払基準の方法(同日後に開始する事業年度にあっては、リース譲渡に係る利息相当額のみを同日後に開始する各事業年度の収益の額とする方法に限りです。)により収益の額及び費用の額を計算することができることとするとともに、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度において延払基準の適用をやめた場合の繰延リース利益額を5年均等で収益計上する等の経過措置が講じられます。

③令和9年4月1日以後に締結された所有権移転外リース取引に係る契約に係るリース資産の減価償却について、リース期間定額法の計算において取得価額に含まれている残価保証額を控除しないこととし、リース期間経過時点に1円(備忘価額)まで償却できることとされます。

(注)令和9年3月31日までに締結された所有権移転外リース取引に係る契約に係るリース資産(その取得価額に残価保証額が含まれているものに限りです。)については、令和7年4月1日以後に開始する事業年度の償却方法につき改正後のリース期間定額法により償却できることとする経過措置が講じられます。